

第 24 回横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 24 日（火） 10：00～：11：30
- 2 場 所 横須賀市役所 消防庁舎 4 階 災害対策本部室
- 3 出席委員 ◎玉川委員、○橋本委員、青木委員、磯崎委員、岩澤委員、
井上委員、白井委員、豊島委員、松尾委員、渡部委員

欠席委員 石田委員

◎…分科会長 ○…分科会長職務代理者
- 4 事務局 民生局福祉こども部福祉総務課 清水課長、稲葉主査、村上担当者
地域福祉課 中島課長、栗原課長補佐、水上担当者
- 5 傍聴者 1 名
- 6 開 会
進行：福祉総務課 稲葉主査
- 7 定足数報告
定数 11 名中、10 名の出席があり、横須賀市社会福祉審議会条例第 4 条第 4 項の規定により、会議が成立している旨を報告した。
- 8 一般傍聴報告
傍聴者は 1 名である旨を報告した。
- 9 議 事
(1)「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について
ア 説明
事務局から資料－1 に基づき、「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について説明した。

イ 質疑
(分科会長)
資料－1 は、既に計画に記載されている内容に関連する事業の取り組みの状況であり、最新の令和 5 年度分の要点を事務局から説明してもらった。A

4 判であり、文字が小さめで、読みにくいところもあるかもしれないが、事務局からの説明や記載内容に対するご意見、ご質問等があればお願いしたい。
(岩澤委員)

令和4年度の報告書と対比しながら読んだが、確かに大きな違いはないと思った。今年度の報告書は見やすく、概略理解できた。ただ一つ細かいことだが、15 ページ、「取り組みの状況②」の「【高齢者関係】(1) 相談」の担当が地域福祉課の箇所だが、「高齢者・介護者のこころの相談：臨床心理士による」となっているが、「臨床心理士による**相談**」が適切かと思う。訂正していただきたい。

また、先ほど説明いただいた中で、昨年度とあまり大きな違いはないとのことだが、報告書の5 ページ、「取り組みの状況②」の「【令和5年度よこすかボランティアセンター相談受付件数(令和6年3月末時点)】」、「その他の相談(関係団体との連絡等)」の件数が3,206 件となっている。これは昨年度の倍ぐらいの数値になっている。私の認識に違いがないか確認させていただきたい。

(事務局)

15 ページの部分については、記載が分かりづらくて申しわけない。修正をさせていただく。

5 ページのボランティアの部分については、昨年度は1,667 件であるため、確かに件数が2 倍近くになっている。理由については、承知していないので、事業を実施している横須賀市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に確認をさせていただきたく思う。

(松尾委員)

全体的なこととして、コロナ禍が明け、昨年5月に感染症法上の扱いが2 類から5 類に引き下げられたというところが大きな要因になっていると思われる。ボランティアの活動も徐々に復活しているが、件数が2 倍になっている点については、私自身も驚いた。やはり、コロナ禍が明け、活動が再開しているという背景があると考えている。小中高ボランティアスクールについても、やはり同様に、一時期はコロナ禍で数字的には落ち込んでいたが、現在は徐々に回復をしており、件数としても増えているという状況になっている。

(橋本委員)

15 ページ、「取り組みの状況③」の「◎成年後見制度の利用促進」の一番下にある、「今後は、中核機関の機能のうち後見人のマッチング機能と後見人支援の機能強化を行っていきます。」について、後見人を誰がつけるかという点を裁判所だけに任せるのではなく、申し立ての段階で、ご本人の状況に合わせた専門職にマッチングすることを事業調整として行っているが、課題が

多く、できていないと思う。そのマッチング機能を使うため、申し立てをするときに、ご本人にどういう支援関係者・介護関係者も含めて関わっているのか、という点をまとめる必要があり、後見人が選ばれた時、「支援関係者はこういう人ですよ」といったように、後見人が一から関係者等を調べるのではなく、引き継ぐことが大事であるとする。しかし、ここが今の時点ではできていない。

そのあとの後見人支援というのは、ご親族の後見人を支援していくことだ。裁判所から選任されて、その後は放置という言葉が適切かわからないが、孤立してしまうご親族の後見人を、中核機関として支援していくという部分、これらの機能強化を行っていくという必要があるが、その前に片付ける課題もあり、進めてない。

これは意見だが、今後、令和6年度に向けて、これらの機能強化をしていければいいと思っている。

(分科会長)

確認だが、資料の「取り組みの状況」の記載内容としては、これでよいか。

(橋本委員)

事業の状況や実績を書くということであれば、今行っていることも付け加えた方がよいかと思う。

(分科会長)

これは令和5年度の状況報告書であり、今行っていることは、本来は書くべきではない。

(橋本委員)

令和5年度については、この部分が分かりにくいので、できていることを記載する方がよいかと思う。

(事務局)

こちらについては、令和5年度の状況ではできていないため、記載するのは適切ではないと思う。令和6年度にかけてだが、橋本委員もご出席いただいている、成年後見の情報交換会等を通じて、これらの取り組みを進めていくようなご提案をいただいております、そこに着手している。令和6年度の事業実績はそこを踏まえて変えていけるように、検討を進めたいと思う。

(分科会長)

他、ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

(分科会委員一同)

質疑なし。

(分科会長)

それでは、議事(1)『横須賀市地域福祉計画』関連事業の実施状況について」は、以上としたいと思う。

(2)「横須賀市地域福祉計画」等の策定に係る地域別報告会の開催について

ア 説明

事務局から資料－2に基づき、「横須賀市地域福祉計画」等の策定に係る地域別報告会の開催について説明した。

イ 質疑

(分科会長)

地域別報告会の開催について、昨年の取り組み等も踏まえ今後の準備を考えているということだ。委員からお気付きの点、あるいは、中身が具体的に分からないというような点があれば、ご意見、ご質問等いただきたい。

(岩澤委員)

令和6年度からの地域福祉計画は、今まで市社協が単独で策定していた地域福祉活動計画を合体して策定したということは承知している。市社協アクションプランというものは、どういう性格のものか。

(松尾委員)

新しい地域福祉計画は、市が策定していた従前の地域福祉計画と、市社協が策定していた地域福祉活動計画を一体的に策定したものである。

市社協には、地域福祉活動計画の他に地域福祉行動計画という、もう一つの計画が従前からあった。この地域福祉行動計画については、市社協が何をしていくのかというのを、各主体の役割も含めて記載した計画になっているが、この計画も令和6年3月で計画期間が終了したため、計画の名称をこれまでの地域福祉行動計画から「アクションプラン」という英語名に変更して策定した。

このアクションプランの位置付けは地域福祉計画の下位計画であると市社協は考えている。このアクションプランに各主体の役割というのが書かれており、市社協の取り組みも記載している。この取り組みをどういうふうに進めていくのか、市社協が何をしていくのかということを、具体的に記載した計画がアクションプランであり、地域福祉計画に記載されている、市社協が進めていく具体的な取り組みや施策を記載したものということになる。

(分科会長)

地域の中にいくと、この二つの計画も一体のものとして議論をされないと、うまく回らないところもあるかと思う。別々で説明会を開催することもあるかもしれないが、できれば一緒に開催するべきだというご提案と受けとめた。

他、実際の開催要領、取り組みの進め方とか大体イメージについて、ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

(分科会委員一同)

質疑なし。

(分科会長)

それではご異論がないようであるので、今の質疑を踏まえ、地域別の開催について、準備の手続きを進めていただきたいと思います。

それでは続いて、議事（３）の「重層的支援体制整備事業について」に移りたいと思う。「重層的支援体制整備事業」は、少し長い言葉だが、これは参考資料にある、横須賀市の地域福祉計画概要版の最後のページに、赤い枠で囲まれている部分である。委員の皆様にもご出席いただいた、社会福祉審議会の全体会の中でも、これと地域福祉計画との関係をどうするか、というような議論があったかと思う。これについては、市の方でその後検討を進めてきたとお聞きをしており、本日はこれについて、皆様に、資料でご説明をしたいということなので、お聞きをしたいと思います。

それでは、（３）重層的支援体制整備事業について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

（３）重層的支援体制整備事業について

ア 説明

事務局から資料―３、資料―４に基づき、重層的支援体制整備事業について説明した。

イ 質疑

(分科会長)

委員から、重層的支援体制整備事業の説明についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。

(渡部委員)

重層支援体制の整備をこれから評価していくに当たり、福祉の分野で評価指標を設定するという話があったが、非常に難しいだろうと思いながら聞いていた。議事（１）の話になると思うが、令和５年度の横須賀市地域福祉計画の実施状況はどういったものだったか。具体的な事業の内容については、事務局から説明があったが、全体の雰囲気、この計画が終わっての全体の評価、この５年間でこう変わったというような評価があったのか、もしあるとするなら、どう次にどう繋げていくのか、といったことがあれば、教えていただきたい。

(事務局)

前期の計画の、計画期間とおした評価でよろしいか。

(渡部委員)

昨年だけの評価でも構わない。

(事務局)

地域福祉計画自体は、全体的な評価として、アンケートの結果を評価指標にしている。昨年度行った市民アンケートでは、例えば、「困ったときに助け合えるまち」という設問については、本市に限ったことではないかもしれないが、数値的には低下している。また、近隣とのつながりという点についても、「どの程度、近所付き合いをしたいと思うか」という質問に対して、「親しく付き合いたい」と回答した割合は減少しているという結果が出ている。

昨年度に地域福祉計画を策定し、今回、市社協と一緒に報告会を行うが、その中で、計画の内容を報告しつつ、皆様の意見を伺い、次の計画では少しでも良い結果が出るようにしたいと考えている。

コロナ禍も明けてボランティアの活動が活発になってきたという地域もあり、また、昨年度の地域別意見交換会では、地域のお祭りなどの行事が復活してきり、といった話も伺った。そういった中で、地域の繋がりが深まるようになっていけばと思っている。

(分科会長)

渡部委員から指摘があった部分は非常に大事なところである。資料－3、4 ページのスライド7に、個別の事業が掲載されているが、これらは以前から実施しているものである。「重層的支援体制整備事業」という名称のとおり、「体制」を整備すること自体が事業というところがある。その趣旨というのは、一つ一つのニーズはわずかなものであっても、一括的にやるような包括パッケージ作っている。包括パッケージを作る枠組みは、地域福祉のような全体で議論をしなければならないが、ぶら下がっている事業自体は、個別の分野のものである。先ほどの評価のところでは、それぞれの関係する個別の分野などに対するご知見や何かで議論しなくてはいけない、実際のまわし方を考えるとそうである。

では、本当にその対象者の様々な困難を抱えている、複合的な人が良くなったかというのは、その全体のところでどうなったのかといった視点が本当はあり、そこを機械的に議論するのは難しいと思う。どうやってそういったことを考えていくのか、一括でやっていることの意味をどう考えるのか、というのは簡単に解決するものではないが、視点としては本当に重要なことであると思う。

(岩澤委員)

この重層事業の話を聞いて思ったが、横須賀市はすでに「ほっとかん」で、国が言う前からやっている。横須賀市は、国が提唱する重層事業を令和7年度から始めようとするメリットはあるのか。

それから、このような国の制度を利用して仕事をするということを考えたとき、国の考え方に従って、計画書を作って、この事業を実施することで特

典はあるのか。

(事務局)

資料3 2ページのスライドの3をご覧ください。先ほど説明を飛ばしたところだが、スライドの3の右下に「相談支援・地域づくり事業の一体的実施」とある。こういった各支援機関拠点属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢・障害・こども・生活困窮の各制度の関連事業について一体的な執行を行う。4ページのスライド7をご覧ください。これらができた場合については、先ほどの事業が羅列されているところで、中段よりやや下、多機関協働事業等というような形でくくられている、参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業、ここの3事業分野に関しては、交付金が当たる。

1点は、今岩澤委員がおっしゃったような形で、こういった交付金といった形でのメリット、直接的なメリットがあるので、この重層事業を実施しようと判断したところがある。

もう1点は、あくまでも推測であるが、国の方で、こういった事業を実施するという話が出たとき、こういった事業なのかというのが明確ではなかったのではないかな。

現在は、地方の自主性を重んじる事業だとわかり、本市も実施しようと判断をしているが、当初は、海のものなのか山のものなのかわからないような事業であった。国の事業実施に合わせて市が手挙げをした結果、市が今行っている事業が、不適合となり、跳ねられてしまう可能性も当然ある。そういった部分の見極めに時間を要したのではないかと考えている。

(橋本委員)

9ページのスライド18、最後にご説明いただいたところについて。意見というか、私の感想になってしまうかもしれない。認識が違っていたら申し訳ない。この右側の四角の中、「ほっとかん」の部分で、「人員の確保がままならず、少ない職員に負担が集中している」、「より一層の横の連携が必要」というところについて、傾向として、「ほっとかん」という一つの担当ができると、「その担当につないだから、私たちは終わり」といったように、当初の担当者が手を引いてしまう傾向があるのではないかなと思う。スライド18の左下の図だが、「【ほっとかんの課題】」があり、「障害福祉」、「子育て支援」、「生活福祉」という四角が、それぞれが別になっていて、矢印でつながっている。本当ならば、これは大きい一つの四角の中に囲われていて、少し抽象的な表現になるかもしれないが、連携というよりは、皆が当事者として協力していくっていうことが、大事なのかなというふうに思う。

後見人の話になって申し訳ないが、その後見人を選ぶか選ばないかというところについて。ある地域では、障害福祉は今回関係ないから、会議に参加

しないとかではない。関係ない課であっても、担当課の皆が出席して検討する、関係ない課もそこで勉強になるということで、必ず全員が参加して、高齢者の問題になるかもしれないが、検討しあうという点で、皆が勉強になる。この図もそうだが、大きい四角で枠を囲い、皆が当事者だと思う、連携ではなくて一緒に考えるという形の方が、「ほっとかん」の少ない職員に集中してしまうのではなく、相談が来た、障害福祉でも子育て支援でも、投げかけて終わりではなく、継続して、当事者として、「ほっとかん」が中心になるかもしれないが、皆で一緒に考えるといった考え方が大事になると思う。感想で終わってしまうかもしれないが、そう思った。

(事務局)

橋本委員のおっしゃることは非常に理想的であると思う。ただ一方、私どもの行政的な部分で考えると、高齢福祉、障害福祉、子育て支援、生活福祉、この分野だけではなく、このほかに5つ目、6つ目の分野が関わってくることが想定される。そのすべての職員が、当事者意識を持ち、主体的に関わる、それは非常に望ましいことだと思うが、実際問題そうなると300人とか、そういった規模になってしまうため、実施をすることは現実的ではないと思っている。しかし、このまま手をこまねいて、今までどおりにやっていくのでは余りにも芸がないと思う。一番の課題は、橋本委員が冒頭におっしゃっていた、繋いだらそれでおしまいだという意識を持ってしまうことであると思う。必ず関わっていくような仕掛けを作っていくところを、目指していこうと今考えているところだ。

(分科会長)

実態の運用も含めて、ご助言というかご意見があったものと思う。他、この事業について何か、ご意見ご質問あれば。

(白井委員)

「ほっとかん」に複合的な問題で相談される傾向が増えているということだが、民生委員として、どのような相談が多いのか、お聞きしたい。8050とか、ダブルケアとか色々書いてあるが、横須賀市の傾向として、どのような相談が多いとか、そういった傾向をお聞きしたいと思う。

(事務局)

私もこの4月に着任をして、半年での感想になるが、統計的に言えば、やはり高齢者からの相談が多い。それは、こちらのスライドにも書いてあるように、横須賀市のこの「ほっとかん」が高齢福祉の窓口から、福祉の総合相談窓口に発展をしたためであると考えている。まず属性としては、高齢者からの相談が多いと思っている。今も介護保険の申請等も受けているため、そういったところでも当然そうなるといった感覚を持っている。

一方で、私どもの方で相談の受け付けをするとき、件数自体はそれほどで

もないが、相談が長期化していること、複合化・複雑化しているというように感じるのは、やはり精神的な疾患がある方、また生活の困窮といってあまりお金の貯蓄だとか、例えば年金収入だとか、そういったものがなく、ただ生活保護の受給までには少し課題があるなというような方、あとは借金、そういったものがある方。人口に対する割合から言えば当然だが、認知症の診断を受けている、受けていないにかかわらず、少し判断能力が、おぼつかなくなってきている方が多い印象である。

精神疾患の方や認知症の方は、やはりご本人だけで判断ができないことや、判断をしていただいて、そのときには、それで良いというようなお返事をいただいても、次にお会いしたときにはまた違う話になってしまう。この部分で、意思や意向の確認に時間がかかり、複雑化・長期化しているといった事例に繋がっていくと感じているところである。

(分科会長)

他、何かご意見、ご質問あれば。松尾委員、お願いします。

(松尾委員)

重層については、社協のアクションプランには、実ははっきりとは書かれていない。地域福祉計画は、市と社協が一緒に作った計画になるため、社協は何もやらないかというところ、そんなことはない。あくまでも制度設計・整備は、まず市に検討していただく。その中で社協ができる部分が出てくれば、どういった事業を実施していくかを考えていきたい。検討段階から、社協にご相談いただき、一緒にできること、できないことあると思うが、検討を進めていけたらと思っている。

もう一つ、いわゆる隙間のニーズへの対応ということで制度設計をしていくと思うが、幾ら制度設計しても、どうしても隙間というのは出てきてしまう。100%これ完璧というものにはならず、隙間がまたできるかもしれないが、現段階で市の方でいいと思うような、制度設計や事業の検討を進めていただきたい。市全体での対応、もう少し小さい地区での対応、こうした二つの面があると思う。その辺も、社協で協力できることを、できる限りやっていき、協力していきたいと思う。

(事務局)

1点目の相談段階で、市社協にもということで、お話をいただいたが、おっしゃる通りだと思う。こちらの重層的支援体制整備事業については、事業の実施主体が市ということで、市の方で全体像は描く。その中で、ただできたものに対してお声をかけるのではなく、社協の方でも、こういったことができるだとか、こういうことをやりたいとか、そういったことがあると思う。是非、事業の全体像を書く前に、意見交換をして進めていきたいと思う。

2点目の方の制度設計の話についても、今の話と同様で、この重層的支援

体制整備事業というのは、先ほど分科会長からもお話ありましたように、あくまでも支援する体制を整備していくというのが事業になっている。この事業をやりますとか、そういったことではなく、困っている方をどうやって助けるための体制を作るかというところで、隙間の部分をどういうふうに支えていくか、これが非常に大きな課題になるかと思う。

一定の要件の方を対象とするのではなく、地域のお困りの方皆様を対象とするというような形で区切る、というのが国の考え方にはなっているが、それをそのまま実施するというのは、市の行政の中では難しい。その当たりのすり付けをどういうふうにしていくのか、現実と理想の中で、これもはざまになってくる。できるだけ多くの方が支援を受けられるような形にしていきたいと考えているところだ。

(渡部委員)

感想というか、個人的な意見になる。これから「ほっとかん」の利用者が更に増える、増加するだろうと。そうすると、人が足りなくなる、それは多分そうだろう。今、「8050」問題と言われているが、これから「9060」問題や「10070」問題になるかもしれない。どんどん増えていくことが間違いないし、様々な重層的な支援をしていくことをしていけば、本当に大変なことが増えていく。

話が少し大きくなるが、例えば困窮者が困窮者でなくなれば、問題が解決するのだろうか。それ以前の、要するに国の問題とか、政策、この福祉の政策だけではなく、様々な問題がどこかにあるというのは、現場で働いている方はもしかしたら、わかるのかもしれない。私たちがここで話しているのは、どうやったら支援をしていけるのかということ。現場で「こういうことをすれば、『ほっとかん』の利用者が減る」とか、そういったことを話す機会は、全体の中であるのだろうか。

30年、40年前は、お年寄りが家にいると、みんなで喜んでいた。おじいちゃんがいるから、おばあちゃんがいるから、うちは助かりますといった話をしていたのが、今では夢みたいなこと、そんな時代があったことを知っている者としては、ただ困った人を支援しようというだけではなく、それを予防するというか、そういった支援をしなくても、みんなが幸せに生活できるようになるようなものを、この審議会で吸い上げてもらえるようになると良いなと考えている。

(事務局)

福祉こども部だけで施策を考えているだけではだめだということは、他の職員も思っているところである。実際、こういった審議会場で、委員からいただいた意見については、受けとめて、最終的には市役所全体で共有したいと思うが、現在は民生局ができたので、まずは民生局内でできることを進

めていきたいと考えている。

例えば、先程、「ほっとかん」について、どうしたら利用者を減らせるのかというご意見をいただいたが、「ほっとかん」は建物が市役所の消防局庁舎にあり、西地区や北地区からは物理的に遠いという欠点がある。そういった中で福祉こども部ではないが、民生局内の地域支援部が所管している行政センターに地域生活相談担当というのが設置され、その職員が他の部署につながり、直接、支援につないだりというような場合もある。少しずつではあるが、そういうところは、以前よりも良くなってきていると思う。そういった機能も含めて、福祉こども部だけではなく、市役所全体に広げていきたいと思っている。

(岩澤委員)

意見というよりも、話題として、全般的なことでよろしいでしょうか。今、何の話をしていたのでしょうか。

(分科会長)

支援体制整備事業に関連した話題をしている。地域福祉全般に絡むような話にもなっている。

(岩澤委員)

一つ質問させていただく。令和5年度の地域福祉計画の実施状況については、ここで審議したわけである。今回の審議がホームページで公表されるまでには、どのような経過で、いつ頃になるのか。今、分かるようであれば教えていただきたい。

(分科会長)

令和5年度の実施状況についての公表のスケジュールでよろしいか。

(事務局)

実施状況については、今回この分科会でご報告をさせていただいた。分科会の資料と議事録については、ホームページで公開をさせていただく予定である。完成次第、速やかに掲載させていただければと考えている。

(岩澤委員)

それでは、全体会では審議しないという理解でよいか。

(事務局)

委員おっしゃるとおりである。分科会の中でご審議いただければと思う。

(分科会長)

本日の会議の資料等が掲載される時は、修正後のものが載るということでよろしいか。

(事務局)

修正したものを掲載したいと考えている。

(分科会長)

それで議事の（３）については、ご意見いただいたということによろしいか。今回、計画策定にあたっての最後の段階というのではない。スケジュール表が資料－３に記載されているが、資料－４の体制整備事業実施計画というのは、年明けの策定を目標としているようである。資料で説明があった地域別の報告会のご意見等なども踏まえ、この計画の中に盛り込んだり、あるいは書き直したりする必要がある。今後も意見を集約していくプロセスが続いていくものと思う。委員の皆様方にも、改めて本日全体のご説明聞いたということで、改めて目を通していただければと思う。

議事（３）は、以上としたいと思う。

先ほど議事（１）に戻っての質問があったが、本日の審議内容全体について、何か他にお気づきの点があればお願いしたい。

（分科会委員一同）

質疑なし。

（分科会長）

それでは本日予定している議事は以上とする。以降の進行については事務局にお返しする。

10 その他

事務局から次回の社会福祉審議会の日時について、以下のとおり報告した。

日時：令和７年１月１７日（金） １３：３０～（福祉専門分科会）
１５：００～（全体会）

11 閉会